

申請に対する処分及び不利益処分一覧表

整理番号	部	課	係	処分区分(申請/不利益)	処分の概要	根拠区分(法令/例規)	法令/例規名称	根拠条項	備考
1	市民生活部	生活環境課	環境衛生係	申請	一般廃棄物処理業の許可	法令	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第7条	
2	市民生活部	生活環境課	環境衛生係	申請	墓地、納骨堂又は火葬場の経営等の許可	法令	墓地、埋葬等に関する法律	第10条第1項	
3	市民生活部	生活環境課	環境衛生係	申請	墓地、納骨堂又は火葬場の変更又は廃止の許可	法令	墓地、埋葬等に関する法律	第10条第2項	
4	市民生活部	生活環境課	環境衛生係	申請	犬の登録	法令	狂犬病予防法	第4条	
5	市民生活部	生活環境課	環境衛生係	申請	斎場の使用の許可	例規	上天草市立斎場条例	第6条	
6	市民生活部	生活環境課	環境衛生係	不利益	一般廃棄物処理業の事業の停止	法令	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第7条の3	
7	市民生活部	生活環境課	環境衛生係	不利益	一般廃棄物処理業の許可の取消し	法令	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第7条の4	
8	市民生活部	生活環境課	環境衛生係	不利益	墓地、納骨堂又は火葬場の経営等許可の取消し	法令	墓地、埋葬等に関する法律	第19条	
9	市民生活部	生活環境課	環境衛生係	不利益	特定施設の騒音防止法の改善命令等	法令	騒音規制法	第12条	
10	市民生活部	生活環境課	環境衛生係	不利益	特定建設作業の騒音防止法の改善命令等	法令	騒音規制法	第15条	
11	市民生活部	生活環境課	環境衛生係	不利益	特定作業に係る改善命令等	法令	熊本県生活環境の保全等に関する条例	第56条	
12	市民生活部	生活環境課	環境衛生係	不利益	特定施設の振動規制法の改善命令等	法令	振動規制法	第12条	
13	市民生活部	生活環境課	環境衛生係	不利益	特定建設作業の振動規制法の改善命令等	法令	振動規制法	第15条	
14	市民生活部	生活環境課	環境衛生係	不利益	悪臭発生施設の改善勧告・改善命令	法令	悪臭防止法	第8条	
15	市民生活部	生活環境課	環境衛生係	不利益	事故時の応急措置命令	法令	悪臭防止法	第10条	
16	市民生活部	生活環境課	環境衛生係	不利益	一般廃棄物処理業の許可手数料の徴収	例規	上天草市一般廃棄物の処理及び清掃に関する条例	第10条	
17	市民生活部	生活環境課	環境衛生係	不利益	一般廃棄物の処理手数料の徴収	例規	上天草市一般廃棄物の処理及び清掃に関する条例	第8条	
18	市民生活部	生活環境課	環境衛生係	不利益	斎場の使用許可の取消し	例規	上天草市立斎場条例	第8条	
19	市民生活部	生活環境課	環境衛生係	不利益	自動販売機業者等に対する勧告、命令、公表	例規	上天草市環境美化条例	第11条、第12条、第13条	
20	市民生活部	生活環境課	環境衛生係	不利益	空き缶等の投棄の禁止に違反した者に対する罰則	例規	上天草市環境美化条例	第14条	

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間(個票)

所管部署:市民生活部生活環境課

審査基準/標準処理期間

許認可等の名称	一般廃棄物処理業の許可
処分権者	市長
根拠区分	法令
根拠規定	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条
基準規定	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第5項 上天草市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則第7条
審査基準	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第7条 5 市町村長は、第1項の許可の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。</p> <p>(1) 当該市町村による一般廃棄物の収集又は運搬が困難であること。 (2) その申請の内容が一般廃棄物処理計画に適合するものであること。 (3) その事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するものであること。 (4) 申請者が次のいずれにも該当しないこと。</p> <p>イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から5年を経過しない者 ハ この法律、浄化槽法(昭和58年法律第43号)その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条の3第7項及び第32条の11第1項を除く。)の規定に違反し、又は刑法(明治40年法律第45号)第204条、第206条、第208条、第208条の2、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律(大正15年法律第60号)の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から5年を経過しない者 ニ 第7条の4第1項(第4号に係る部分を除く。)若しくは第2項若しくは第14条の3の2第1項(第4号に係る部分を除く。)若しくは第2項(これらの規定を第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。)又は浄化槽法第41条第2項の規定により許可を取り消され、その取消の日から5年を経過しない者(当該許可を取り消された者が法人である場合(第7条の4第1項第3号又は第14条の3の2第1項第3号(第14条の6において準用する場合を含む。))に該当することにより許可が取り消された場合を除く。))においては、当該取消の処分に係る行政手続法(平成5年法律第88号)第15条の規定による通知があつた日前60日以内に当該法人の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号、第8条の5第6項及び第14条第5項第2号ニにおいて同じ。)であつた者で当該取消の日から5年を経過しないものを含む。)</p> <p>ホ 第7条の4若しくは第14条の3の2(第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。)又は浄化槽法第41条第2項の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に次条第3項(第14条の2第3項及び第14条の5第3項において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。)の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分(再生することを含む。)の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。))で、当該届出の日から5年を経過しないもの</p> <p>ヘ ホに規定する期間内に次条第3項の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出があつた場合において、ホの通知の日前60日以内に当該届出に係る法人(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)の役員若しくは政令で定める使用人であつた者又は当該届出に係る個人(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)の政令で定める使用人であつた者で、当該届出の日から5年を経過しないもの</p> <p>ト その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者</p> <p>チ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人(法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。第14条第5項第2号ハにおいて同じ。)がイからトまでのいずれかに該当するもの</p> <p>リ 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちにイからトまでのいずれかに該当する者のあるもの</p> <p>ヌ 個人で政令で定める使用人のうちにイからトまでのいずれかに該当する者のあるもの</p> <p>上天草市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則 (許可の基準) 第7条 市長は、前条の申請が必要かつ適当であり、申請者が業務を遂行するために必要な設備、機材、人員及び財政的基盤を有し、相当の知識経験を有するものと認めた場合に限り、許可期限、収集区域等必要な条件を付けて許可するものとする。</p>
標準処理期間	30日
更新日	平成29年3月27日

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間(個票)

所管部署:市民生活部生活環境課

審査基準/標準処理期間

許認可等の名称	墓地、納骨堂又は火葬場の経営等の許可
処分権者	市長
根拠区分	法令
根拠規定	墓地、埋葬等に関する法律第10条第1項
基準規定	墓地、埋葬等に関する法律施行細則第6条、第7条 上天草市墓地等許可事務処理要領
審査基準	<p>墓地、埋葬等に関する法律施行細則 (墓地等の構造)</p> <p>第6条 墓地等の構造設備は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。ただし、知事は、土地の状況、特殊の構造等から附近に公衆衛生上支障がないと認めた場合には、この基準を緩和することができる。</p> <p>(1) 墓地</p> <p>ア 周囲は、障壁又は生け垣等で境界を設けなければならないこと。</p> <p>イ 道路の有効幅員は、1メートル以上とすること。</p> <p>ウ 雨水又は汚水の滞留を防止する排水設備を設けること。</p> <p>エ 墓石の高さ以上の樹木で植栽帯を施すこと。</p> <p>オ 墓地区域面積の3割以上の緑地を適正に配置すること。</p> <p>カ 管理事務所(面積が1ヘクタール以上の墓地に限る。)、給水設備、ごみ保管設備及び駐車場(墳墓数に100分の10を乗じて得た数(1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数)以上の駐車区画を有するものであること。)を設けること。</p> <p>(2) 納骨堂</p> <p>ア 納骨堂を他の建物の中に設置するときは、その区画を明らかにすること。</p> <p>イ 焼骨の収蔵が確実にでき、かつ、耐火構造とすること。</p> <p>ウ 出入口及び堂内納骨棚は、鍵のかけられる設備をすること。</p> <p>(3) 火葬場</p> <p>ア 周囲は、内部が見通せない高さの障壁で境界を設け、かつ、樹木を植栽すること。</p> <p>イ 火葬炉は、臭煙等の公害防止装置を設備すること。</p> <p>ウ 死体置場、付添人控所その他必要な附属施設を設けること。</p> <p>エ 灰棄場は、火葬場内の一定の場所に不透水性材料をもって造り、かつ、雨覆いを設けること。</p> <p>(墓地等の設置場所)</p> <p>第7条 墓地等の設置場所は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。ただし、知事が焼骨を埋蔵する墓地等で土地の状況等から、公衆衛生その他公共の福祉の観点から支障がないと認める場合には、この基準を緩和することができる。</p> <p>(1) 墓地</p> <p>ア 墓地の敷地は、当該墓地を経営する者が所有し、又は法第10条第1項の許可若しくは同条第2項の変更の許可を受けた後遅滞なく所有することとなるものであって、かつ、地上権、抵当権、賃借権その他の権利が設定されていないものでなければならないこと。</p> <p>イ 国道、県道その他主要道路及び河川から30メートル以上離れていること。</p> <p>ウ 公園、学校、病院その他公共的施設又は人家から100メートル以上離れていること。</p> <p>エ 水源を汚染するおそれのない場所であること。</p> <p>オ 地滑り防止区域又は急傾斜地崩壊危険区域でないこと。</p> <p>カ 周辺的美観を損ねることがないこと。</p> <p>(2) 納骨堂については、前号(エを除く。)の規定を準用すること。ただし、寺院若しくは教会の境内又は火葬場敷地内に建設する場合はこの限りでないこと。</p> <p>(3) 火葬場については、第1号の規定を準用すること。この場合において、同号イ中「30メートル」とあるのは「200メートル」と、同号ウ中「100メートル」とあるのは「200メートル」と読み替えるものとする。</p> <p>上天草市墓地等許可事務処理要領 許可の基準</p> <p>1 墓地等の必要性(需要)及び経営の持続性並びに非営利性の確保 墓地等の経営については、需要に応じた適切なものでなければならず、また、その持続性と非営利性が確保されるものでなくてはならない。</p> <p>2 経営主体 墓地及び納骨堂の経営主体は、原則として地方公共団体とし、これにより難しい事情がある場合は次によることができる。また火葬場の経営主体は、地方公共団体に限るものとする。</p>

(1) 宗教法人
健全な経営を維持していける確固とした財政的基盤と組織を有するものであること。

(2) 財団法人
財団法人の基本財産は、少なくとも墓地予定地及び納骨堂の財産価値と同等以上であること。

(3) その他
遠く離れた場所で、墓地の設けがなく、新設の必要がある場合若しくは公共事業等により移転を余儀なくされる場合で付近に墓地がないとき、又は既存墓地を利用できない等真にやむを得ない事情がある場合は許可できる(この場合、移転地についても、市規則第6条第1号規定の適用を受ける。)3 墓地の構造設備
構造設備の基準は、別添「墓地計画基準について」(昭和34年5月11日建設省発計第25号建設事務次官通知)を参考にするものとする。(逐条解説書52ページ参照)

4 その他
(1) 墓地等の敷地は、原則として自己所有地(土地所有権登記済)とし、かつ、抵当権等の制限物権が設定されていないこと。ただし、いまだ土地の所有権が、登記簿上申請者の名義になっていない場合でも、土地売買契約又は土地売買予約契約が締結されていれば、認めるものとするが、速やかに所有権移転・地目変更登記をし、土地登記簿謄本の提出を求めるものとする。
なお、敷地が他人の所有に属する場合は、単に使用承諾書とか借地契約書ではなく、墓地等経営のための地上権設定承諾書又は地上権設定契約書とし、その旨土地登記簿に登記されていること。

(2) 資金計画が健全であること。

(3) 財団法人にあっては、墓地及び納骨堂の経営及びこれに付随する事業を行い、寄付行為に墓地及び納骨堂の経営に関する規定があること。
① 財団法人が収益事業を行う場合の規模は、公益事業発展確保のため必要な程度のものとする。
② 収益事業から生じる利益は、当該法人の健全な運営に使用するものを除き、公益事業のために使用されるものであること。

(4) 宗教法人にあっては、檀信徒以外をも対象とする墓地及び納骨堂を経営する場合には、当該法人の規則に墓地及び納骨堂の経営に関する規定があること。

(5) 墓地等の新設又は拡張にあっては、近隣住民、隣接土地所有者及び近隣市町村の理解が得られていること。

(6) 墓地の経営規模として、墓地の面積及び墳墓の基数は、財団法人及び宗教法人にあっては、申請地の所在する市町村及び近隣市町村の都市計画に合致し、適正規模のものであること。

(7) 他の法令による許可等
墓地等の許可申請時には、関係法令による許可等が得られていること。
なお、申請時に、これらの許可等が得られていない場合には、申請者から提出された文書等から申請者と関係する機関とが協議中であることなど、許可等が得られることについて相当確実と認められるものであること。
経営主体としては、上記のとおり、地方公共団体を原則とし、これにより難い事情がある場合に宗教法人又は財団法人が考えられるものであるが、なおやむを得ない事情がある場合には、次によることができるものとする。
① 管理組合
組織として、規約と執行機関を有する複数人以上(自然人)からなる管理組合につき市長が経営主体として適当であると認めるときは、その代表者に許可できるものとする。ただし、敷地は組合員の共有地とし、また、その使用は組合員に限るものとする。
② 集落営
組織としての規約と執行機関を有しない既存の集落営墓地及び納骨堂の変更(拡張)申請のとき、又は新規申請のときは、墓地管理組合又は納骨堂管理組合を設立させ、それによる経営によるものとし、その使用は管理組合の例によるものとする。
③ 個人経営
新規墓地については、原則として許可しないものとする。ただし、山間等人里
他の法令には、概ね次のようなものがある。都市計画法、宅地造成等規制法、建築基準法、森林法、農地法、自然公園法、国土利用計画法、自然環境保全法、砂防法、文化財保護法、農業振興地域の整備に関する法律等

(8) 市規則第6条1号にいう用語の定義は、次のとおりとする。
① 道路とは、道路法に規定する市町村道以上の道路をいう。
② 河川とは、河川法に規定する一級河川及び二級河川をいう。
③ 道路及び河川に沿わないとは、概ね10m以上離れていることをいう。
④ 人家とは、人が居住している建造物をいう。
⑤ 人家から200mとは、当該地の先端から、墓地区域の先端までの最短距離をいう。

5 審査に当たっては、経営主体の適格性、墓地の必要性、経営の持続性、非営利性について、十分な審査を行うものとし、更に、経営の規模、設置場所基準及び構造設備基準について、審査を行うものとする。

標準処理期間	14日
更新日	平成29年3月27日

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間(個票)

所管部署:市民生活部生活環境課

審査基準/標準処理期間

許認可等の名称	墓地、納骨堂又は火葬場の変更又は廃止の許可
処分権者	市長
根拠区分	法令
根拠規定	墓地、埋葬等に関する法律第10条第2項
基準規定	墓地、埋葬等に関する法律第10条第2項 上天草市墓地等許可事務処理要領2、3
審査基準	<p>墓地、埋葬等に関する法律 第10条 墓地、納骨堂又は火葬場を經營しようとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。</p> <p>2 前項の規定により設けた墓地の区域又は納骨堂若しくは火葬場の施設を変更し、又は墓地、納骨堂若しくは火葬場を廃止しようとする者も、同様とする。</p> <p>上天草市墓地等許可事務処理要領 2 変更許可申請 (1) 墓地等の変更許可申請は、上記の經營許可申請に準じて行うものとする。 (2) 市規則第4条第1項第2号に規定するその他市長が必要と認める書類は、同規則第3条第1号、第4号、第5号、第6号、及び第8号とするが、第8号については、この要領第3の1の(3)に規定する①、②、③、④、⑤、⑥、⑧、⑩、⑪、⑫とする。 ただし、縮小変更の場合における書類は、許可証、全体図及び縮小部分の図面とする。</p> <p>3 廃止許可申請 (1) 墓地の廃止許可申請は、改葬完了後に申請させるものとする。 (2) 墓地等につき、既設面積の50%以上又は1,000㎡以上に及ぶ拡張による新規許可申請の場合にあっては、従前の許可区域について廃止許可申請により処理するものとする。 (3) 市規則第3条第2項に規定する市長が必要と認める書類は、この要領第3の1の(3)の①、又は②に掲げる書類とする。</p>
標準処理期間	14日
更新日	平成29年3月27日

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間(個票)

所管部署:市民生活部生活環境課

審査基準/標準処理期間

許認可等の名称	犬の登録
処分権者	市長
根拠区分	法令
根拠規定	狂犬病予防法第4条
基準規定	狂犬病予防法第4条 狂犬病予防法施行規則第3条
審査基準	<p>狂犬病予防法 (登録)</p> <p>第4条 犬の所有者は、犬を取得した日(生後90日以内の犬を取得した場合にあつては、生後90日を経過した日)から30日以内に、厚生労働省令の定めるところにより、その犬の所在地を管轄する市町村長(特別区にあつては、区長。以下同じ。)に犬の登録を申請しなければならない。ただし、この条の規定により登録を受けた犬については、この限りでない。</p> <p>2 市町村長は、前項の登録の申請があつたときは、原簿に登録し、その犬の所有者に犬の鑑札を交付しなければならない。</p> <p>3 犬の所有者は、前項の鑑札をその犬に着けておかななければならない。</p> <p>4 第1項及び第2項の規定により登録を受けた犬の所有者は、犬が死亡したとき又は犬の所在地その他厚生労働省令で定める事項を変更したときは、30日以内に、厚生労働省令の定めるところにより、その犬の所在地(犬の所在地を変更したときにあつては、その犬の新所在地)を管轄する市町村長に届け出なければならない。</p> <p>5 第1項及び第2項の規定により登録を受けた犬について所有者の変更があつたときは、新所有者は、30日以内に、厚生労働省令の定めるところにより、その犬の所在地を管轄する市町村長に届け出なければならない。</p> <p>6 前各項に定めるもののほか、犬の登録及び鑑札の交付に関して必要な事項は、政令で定める。</p> <p>狂犬病予防法施行規則 (登録の申請)</p> <p>第3条 法第4条第1項の規定により登録の申請をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。</p> <p>(1) 所有者の氏名及び住所(法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地。以下同じ。)</p> <p>(2) 犬の所在地</p> <p>(3) 犬の種類</p> <p>(4) 犬の生年月日</p> <p>(5) 犬の毛色</p> <p>(6) 犬の性別</p> <p>(7) 犬の名</p> <p>(8) 前5号のほか犬の特徴となるべき事項</p>
標準処理期間	1日
更新日	平成29年3月27日

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間(個票)

所管部署:市民生活部生活環境課

審査基準/標準処理期間

許認可等の名称	斎場の使用の許可
処分権者	市長
根拠区分	例規
根拠規定	上天草市立斎場条例第6条
基準規定	上天草市立斎場条例第7条
審査基準	<p>(使用の制限)</p> <p>第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、その使用を許可しない。</p> <p>(1) 斎場の使用目的に反する使用をするおそれがあるとき。</p> <p>(2) 斎場の施設又は設備を損傷するおそれのあるとき。</p> <p>(3) 斎場の管理上支障があるとき。</p>
標準処理期間	1日
更新日	平成29年3月27日

不利益処分の処分基準(個票)

所管部署:市民生活部生活環境課

処分基準/聴聞・弁明手続

不利益処分の名称	一般廃棄物処理業の事業の停止
処分権者	市長
根拠区分	法令
根拠規定	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条の3
基準規定	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条の3 上天草市一般廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則第9条、第10条
処分基準	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (事業の停止)</p> <p>第7条の3 市町村長は、一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者が次の各号のいずれかに該当するときは、期間を定めてその事業の全部又は一部の停止を命ずることができる。</p> <p>(1) この法律若しくはこの法律に基づく処分に違反する行為(以下「違反行為」という。)をしたとき、又は他人に対して違反行為をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、若しくは他人が違反行為をすることを助けたとき。</p> <p>(2) その者の事業の用に供する施設又はその者の能力が第7条第5項第3号又は第10項第3号に規定する基準に適合しなくなったとき。</p> <p>(3) 第7条第11項の規定により当該許可に付した条件に違反したとき。</p> <p>上天草市一般廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則 (処理業者等の遵守事項)</p> <p>第9条 処理業者等は、業務の遂行については、法令に定める基準等に従うほか、次に掲げる事項を守らなければならない。</p> <p>(1) 許可証を他人に譲渡し、又は貸与しないこと。</p> <p>(2) 業務を下請け等に出さないこと。</p> <p>(3) 業務に際しては、公正妥当な料金になるものとし、不当な料金又は金品を要求しないこと。</p> <p>(4) 災害及び感染症の発生等の理由で業務を拒まないこと。</p> <p>(5) 粗暴な行為等により、住民に著しく迷惑をかけないこと。</p> <p>(6) 前各号に掲げるもののほか、市長の指示に従うこと。</p> <p>(許可の取消し及び業務の停止)</p> <p>第10条 市長は、処理業者等又はその従業員が前条の規定に違反したときは、許可の取消し又は業務の停止を命じることができる。</p>
聴聞・弁明手続	聴聞
更新日	平成29年3月27日

不利益処分の処分基準(個票)

所管部署:市民生活部生活環境課

処分基準/聴聞・弁明手続

不利益処分の名称	一般廃棄物処理業の許可の取消し
処分権者	市長
根拠区分	法令
根拠規定	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条の4
基準規定	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条の4 上天草市一般廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則第9条、第10条
処分基準	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (許可の取消し)</p> <p>第7条の4 市町村長は、一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消さなければならない。</p> <p>(1) 第7条第5項第4号ロ若しくはハ(第25条から第27条まで若しくは第32条第1項(第25条から第27条までの規定に係る部分に限る。))の規定により、又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反し、刑に処せられたことによる場合に限る。)又は同号トに該当するに至ったとき。</p> <p>(2) 第7条第5項第4号チから又まで(同号ロ若しくはハ(第25条から第27条までの規定により、又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反し、刑に処せられたことによる場合に限る。))又は同号トに係るものに限る。)のいずれかに該当するに至ったとき。</p> <p>(3) 第7条第5項第4号ニに係るものに限る。)のいずれかに該当するに至ったとき。</p> <p>(4) 第7条第5項第4号イからへまで又はチから又までのいずれかに該当するに至ったとき(前3号に該当する場合を除く。))。</p> <p>(5) 前条第1号に該当し情状が特に重いとき、又は同条の規定による処分に違反したとき。</p> <p>(6) 不正の手段により第7条第1項若しくは第6項の許可(同条第2項又は第7項の許可の更新を含む。)又は第7条の2第1項の変更の許可を受けたとき。</p> <p>2 市町村長は、一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者が前条第2号又は第3号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消すことができる。</p> <p>上天草市一般廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則 (処理業者等の遵守事項)</p> <p>第9条 処理業者等は、業務の遂行については、法令に定める基準等に従うほか、次に掲げる事項を守らなければならない。</p> <p>(1) 許可証を他人に譲渡し、又は貸与しないこと。</p> <p>(2) 業務を下請け等に出さないこと。</p> <p>(3) 業務に際しては、公正妥当な料金になるものとし、不当な料金又は金品を要求しないこと。</p> <p>(4) 災害及び感染症の発生等の理由で業務を拒まないこと。</p> <p>(5) 粗暴な行為等により、住民に著しく迷惑をかけないこと。</p> <p>(6) 前各号に掲げるもののほか、市長の指示に従うこと。</p> <p>(許可の取消し及び業務の停止)</p> <p>第10条 市長は、処理業者等又はその従業員が前条の規定に違反したときは、許可の取消し又は業務の停止を命じることができる。</p>
聴聞・弁明手続	聴聞
更新日	平成29年3月27日

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間(個票)

所管部署:市民生活部生活環境課

審査基準/標準処理期間

許認可等の名称	墓地、納骨堂又は火葬場の経営等許可の取消し
処分権者	市長
根拠区分	法令
根拠規定	墓地、埋葬等に関する法律第19条
基準規定	墓地、埋葬等に関する法律第19条
審査基準	第19条 都道府県知事は、公衆衛生その他公共の福祉の見地から必要があると認めるときは、墓地、納骨堂若しくは火葬場の施設の整備改善、又はその全部若しくは一部の使用の制限若しくは禁止を命じ、又は第10条の規定による許可を取り消すことができる。
標準処理期間	聴聞
更新日	平成29年3月27日

不利益処分の処分基準(個票)

所管部署:市民生活部生活環境課

処分基準/聴聞・弁明手続

不利益処分の名称	特定施設の騒音規制法の改善命令等
処分権者	市長
根拠区分	法令
根拠規定	騒音規制法第12条
基準規定	騒音規制法第9条、第12条
処分基準	<p>(計画変更勧告)</p> <p>第9条 市町村長は、第6条第1項又は前条第1項の規定による届出があつた場合において、その届出に係る特定工場等において発生する騒音が規制基準に適合しないことによりその特定工場等の周辺的生活環境が損なわれると認めるときは、その届出を受理した日から30日以内に限り、その届出をした者に対し、その事態を除去するために必要な限度において、騒音の防止の方法又は特定施設の使用の方法若しくは配置に関する計画を変更すべきことを勧告することができる。</p> <p>(改善勧告及び改善命令)</p> <p>第12条 市町村長は、指定地域内に設置されている特定工場等において発生する騒音が規制基準に適合しないことによりその特定工場等の周辺的生活環境が損なわれると認めるときは、当該特定工場等を設置している者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において、騒音の防止の方法を改善し、又は特定施設の使用の方法若しくは配置を変更すべきことを勧告することができる。</p> <p>2 市町村長は、第9条の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないで特定施設を設置しているとき、又は前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、期限を定めて、同条又は同項の事態を除去するために必要な限度において、騒音の防止の方法の改善又は特定施設の使用の方法若しくは配置の変更を命ずることができる。</p> <p>3 前2項の規定は、第7条第1項の規定による届出をした者の当該届出に係る特定工場等については、同項に規定する指定地域となつた日又は同項に規定する特定施設となつた日から3年間は、適用しない。ただし、当該地域が指定地域となつた際又は当該施設が特定施設となつた際その者に適用されている地方公共団体の条例の規定で第1項の規定に相当するものがあるとき、及びその者が第8条第1項の規定による届出をした場合において当該届出が受理された日から30日を経過したときは、この限りでない。</p>
聴聞・弁明手続	弁明の機会の付与
更新日	平成29年3月27日

不利益処分の処分基準(個票)

所管部署:市民生活部生活環境課

処分基準/聴聞・弁明手続

不利益処分の名称	特定建設作業の騒音規制法の改善命令等
処分権者	市長
根拠区分	法令
根拠規定	騒音規制法第15条
基準規定	騒音規制法第15条
処分基準	<p>(改善勧告及び改善命令)</p> <p>第15条 市町村長は、指定地域内において行われる特定建設作業に伴って発生する騒音が昼間、夜間その他の時間の区分及び特定建設作業の作業時間等の区分並びに区域の区分ごとに環境大臣の定める基準に適合しないことによりその特定建設作業の場所の周辺的生活環境が著しく損なわれると認めるときは、当該建設工事を施工する者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において、騒音の防止の方法を改善し、又は特定建設作業の作業時間を変更すべきことを勧告することができる。</p> <p>2 市町村長は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないで特定建設作業を行つているときは、期限を定めて、同項の事態を除去するために必要な限度において、騒音の防止の方法の改善又は特定建設作業の作業時間の変更を命ずることができる。</p> <p>3 市町村長は、公共性のある施設又は工作物に係る建設工事として行われる特定建設作業について前2項の規定による勧告又は命令を行うに当たつては、当該建設工事の円滑な実施について特に配慮しなければならない。</p>
聴聞・弁明手続	弁明の機会の付与
更新日	平成29年3月27日

不利益処分の処分基準(個票)

所管部署:市民生活部生活環境課

処分基準/聴聞・弁明手続

不利益処分の名称	特定作業に係る改善命令等
処分権者	市長
根拠区分	法令
根拠規定	熊本県生活環境の保全等に関する条例第56条
基準規定	熊本県生活環境の保全等に関する条例第56条
処分基準	<p>(改善勧告及び改善命令)</p> <p>第56条 知事は、特定作業により発生する騒音が昼間、夜間その他の時間の区分及び特定作業の作業時間等の区分並びに地域の区分ごとに規則で定める基準に適合しないことにより、その特定作業の場所の周辺的生活環境が著しくそこなわれると認めるときは、当該作業を施行する者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において、騒音の防止の方法を改善し、又は特定作業の作業時間を変更すべきことを勧告することができる。</p> <p>2 知事は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないで特定作業を行なっているときは、期限を定めて、同項の事態を除去するために必要な限度において、騒音の防止の方法の改善又は特定作業の作業時間の変更を命ずることができる。</p>
聴聞・弁明手続	弁明の機会の付与
更新日	平成29年3月27日

不利益処分の処分基準(個票)

所管部署:市民生活部生活環境課

処分基準/聴聞・弁明手続

不利益処分の名称	特定施設の振動規制法の改善命令等
処分権者	市長
根拠区分	法令
根拠規定	振動規制法第12条
基準規定	振動規制法第9条、第12条
処分基準	<p>(計画変更勧告)</p> <p>第9条 市町村長は、第6条第1項又は前条第1項の規定による届出があつた場合において、その届出に係る特定工場等において発生する振動が規制基準に適合しないことによりその特定工場等の周辺的生活環境が損なわれると認めるときは、その届出を受理した日から30日以内に限り、その届出をした者に対し、その事態を除去するために必要な限度において、振動の防止の方法又は特定施設の使用の方法若しくは配置に関する計画を変更すべきことを勧告することができる。</p> <p>(改善勧告及び改善命令)</p> <p>第12条 市町村長は、指定地域内に設置されている特定工場等において発生する振動が規制基準に適合しないことによりその特定工場等の周辺的生活環境が損なわれていると認めるときは、当該特定工場等を設置している者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において、振動の防止の方法を改善し、又は特定施設の使用の方法若しくは配置を変更すべきことを勧告することができる。</p> <p>2 市町村長は、第9条の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないで特定施設を設置しているとき、又は前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、期限を定めて、その勧告に従うべきことを命ずることができる。</p> <p>3 前2項の規定は、第7条第1項の規定による届出をした者の当該届出に係る特定工場等については、同項に規定する指定地域となつた日又は同項に規定する特定施設となつた日から3年間(当該施設が政令で定める施設である場合にあつては、4年間)は、適用しない。ただし、当該地域が指定地域となつた際又は当該施設が特定施設となつた際その者に適用されている地方公共団体の条例の規定で第1項の規定に相当するものがあるとき、及びその者が第8条第1項の規定による届出をした場合において当該届出が受理された日から30日を経過したときは、この限りでない。</p>
聴聞・弁明手続	弁明の機会の付与
更新日	平成29年3月27日

不利益処分の処分基準(個票)

所管部署:市民生活部生活環境課

処分基準/聴聞・弁明手続

不利益処分の名称	特定建設作業の振動規制法の改善命令等
処分権者	市長
根拠区分	法令
根拠規定	振動規制法第15条
基準規定	振動規制法第15条
処分基準	<p>(改善勧告及び改善命令)</p> <p>第15条 市町村長は、指定地域内において行われる特定建設作業に伴って発生する振動が環境省令で定める基準に適合しないことによりその特定建設作業の場所の周辺の生活環境が著しく損なわれると認めるときは、当該建設工事を施工する者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において、振動の防止の方法を改善し、又は特定建設作業の作業時間を変更すべきことを勧告することができる。</p> <p>2 市町村長は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないで特定建設作業を行つているときは、期限を定めて、その勧告に従うべきことを命ずることができる。</p> <p>3 市町村長は、当該施設又は工作物に係る建設工事の工期が遅延することによって公共の福祉に著しい障害を及ぼすおそれのあるときは、当該施設又は工作物に係る建設工事として行われる特定建設作業について前2項の規定による勧告又は命令を行うに当たっては、生活環境の保全に十分留意しつつ、当該建設工事の実施に著しい支障を生じないように配慮しなければならない。</p>
聴聞・弁明手続	弁明の機会の付与
更新日	平成29年3月27日

不利益処分の処分基準(個票)

所管部署:市民生活部生活環境課

処分基準/聴聞・弁明手続

不利益処分の名称	悪臭発生施設の改善勧告・改善命令
処分権者	市長
根拠区分	法令
根拠規定	悪臭防止法第8条
基準規定	悪臭防止法第8条
処分基準	<p>(改善勧告及び改善命令)</p> <p>第8条 市町村長は、規制地域内の事業場における事業活動に伴って発生する悪臭原因物の排出が規制基準に適合しない場合において、その不快なおいにより住民の生活環境が損なわれていると認めるときは、当該事業場を設置している者に対し、相当の期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において、悪臭原因物を発生させている施設の運用の改善、悪臭原因物の排出防止設備の改良その他悪臭原因物の排出を減少させるための措置を執るべきことを勧告することができる。</p> <p>2 市町村長は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、相当の期限を定めて、その勧告に係る措置を執るべきことを命ずることができる。</p> <p>3 前項の規定による措置は、当該事業場の存する地域が規制地域となつた日から1年間は当該事業場を設置している者について、当該事業場において発生する悪臭原因物の排出についての規制基準が新たに設けられた日から1年間は当該事業場を設置している者の当該悪臭原因物の排出について、とることができない。</p> <p>4 第2項の規定による措置は、当該事業場において発生する悪臭原因物の排出についての規制基準が強化されたときは、その日から1年間、その排出が強化される前の規制基準に適合している場合について、とることができない。</p> <p>5 市町村長は、小規模の事業者に対して第1項又は第2項の規定による措置を執るときは、その者の事業活動に及ぼす影響についても配慮しなければならない。</p>
聴聞・弁明手続	弁明の機会の付与
更新日	平成29年3月27日

不利益処分の処分基準(個票)

所管部署:市民生活部生活環境課

処分基準/聴聞・弁明手続

不利益処分の名称	事故時の応急措置命令
処分権者	市長
根拠区分	法令
根拠規定	悪臭防止法第10条
基準規定	悪臭防止法第10条
処分基準	<p>(事故時の措置)</p> <p>第10条 規制地域内に事業場を設置している者は、当該事業場において事故が発生し、悪臭原因物の排出が規制基準に適合せず、又は適合しないおそれが生じたときは、直ちに、その事故について応急措置を講じ、かつ、その事故を速やかに復旧しなければならない。</p> <p>2 前項の場合においては、同項に規定する者は、直ちに、その事故の状況を市町村長に通報しなければならない。ただし、大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)第17条第2項の規定による通報の受理に関する事務が同法第31条第1項の規定により同項の政令で定める市の長が行うこととされている場合において当該通報を当該政令で定める市の長にしたとき及び石油コンビナート等災害防止法(昭和50年法律第84号)第23条第1項の規定による通報をした場合は、この限りでない。</p> <p>3 市町村長は、第1項の場合において、当該悪臭原因物の不快なおそれにより住民の生活環境が損なわれ、又は損なわれるおそれがあると認めるときは、同項に規定する者に対し、引き続き当該悪臭原因物の排出の防止のための応急措置を講ずべきことを命ずることができる。</p> <p>4 第8条第3項及び第4項の規定は、前項の規定による命令について準用する。</p>
聴聞・弁明手続	弁明の機会の付与
更新日	平成29年3月27日

不利益処分の処分基準(個票)

所管部署:市民生活部生活環境課

処分基準/聴聞・弁明手続

不利益処分の名称	一般廃棄物処理業の許可手数料の徴収
処分権者	市長
根拠区分	例規
根拠規定	上天草市一般廃棄物の処理及び清掃に関する条例第10条
基準規定	上天草市一般廃棄物の処理及び清掃に関する条例第10条
処分基準	<p>(一般廃棄物処理業の許可手数料)</p> <p>第10条 前条第1項及び第3項の許可に関する手数料は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 一般廃棄物処理業の許可を受けようとする者 1件につき3,000円</p> <p>(2) 一般廃棄物処理業の許可証の再交付を受けようとする者 1件につき 500円</p>
聴聞・弁明手続	適用除外(上天草市行政手続条例第13条第2項)
更新日	平成29年3月27日

不利益処分の処分基準(個票)

所管部署:市民生活部生活環境課

処分基準/聴聞・弁明手続

不利益処分の名称	一般廃棄物の処理手数料の徴収																									
処分権者	市長																									
根拠区分	例規																									
根拠規定	上天草市一般廃棄物の処理及び清掃に関する条例第8条																									
基準規定	上天草市一般廃棄物の処理及び清掃に関する条例第8条																									
処分基準	<p>(一般廃棄物の処理手数料等) 第8条 市が行う一般廃棄物の収集、運搬及び処分についての手数料は、別表に定めるとおりとする。 2 前項の手数料は、市が徴収し、市の指定する袋(以下「指定袋」という。)及び粗大ごみに貼るシール(以下「粗大用シール」という。)の購入代金をもって手数料に代えるものとする。 3 市長は、特別の事情があると認めるときは、第1項に定める手数料の全部又は一部を免除することができる。</p> <p>別表(第8条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">種別</th> <th>形状</th> <th colspan="2">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">家庭系一般廃棄物</td> <td rowspan="2">可燃ごみ</td> <td>指定袋(大)</td> <td>1袋につき</td> <td>20円</td> </tr> <tr> <td>指定袋(小)</td> <td>1袋につき</td> <td>16円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">不燃ごみ 資源ごみ</td> <td>指定袋</td> <td>1袋につき</td> <td>20円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">粗大ごみ</td> <td>粗大用シール</td> <td>1枚につき</td> <td>24円</td> </tr> </tbody> </table>			種別		形状	金額		家庭系一般廃棄物	可燃ごみ	指定袋(大)	1袋につき	20円	指定袋(小)	1袋につき	16円	不燃ごみ 資源ごみ		指定袋	1袋につき	20円	粗大ごみ		粗大用シール	1枚につき	24円
種別		形状	金額																							
家庭系一般廃棄物	可燃ごみ	指定袋(大)	1袋につき	20円																						
		指定袋(小)	1袋につき	16円																						
	不燃ごみ 資源ごみ		指定袋	1袋につき	20円																					
	粗大ごみ		粗大用シール	1枚につき	24円																					
聴聞・弁明手続	適用除外(上天草市行政手続条例第13条第2項)																									
更新日	平成29年3月27日																									

不利益処分の処分基準(個票)

所管部署:市民生活部生活環境課

処分基準/聴聞・弁明手続

不利益処分の名称	斎場の使用許可の取消し
処分権者	市長
根拠区分	例規
根拠規定	上天草市立斎場条例第8条
基準規定	上天草市立斎場条例第8条
処分基準	<p>(使用許可の取消し等)</p> <p>第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、斎場の使用の許可を取り消し、又は使用を制限することができる。</p> <p>(1) 前条各号に規定する事由が生じたとき。</p> <p>(2) 使用の許可に際して付した条件に違反したとき。</p> <p>(3) 虚偽の申請その他不正な手段により使用の許可を受けたとき。</p> <p>(4) この条例又はこれに基づく規則の規定に違反したとき。</p> <p>2 前項の規定による許可の取消し等により使用者が損害を受けても、市はその責めを負わない。</p>
聴聞・弁明手続	適用除外(上天草市行政手続条例第13条第2項)
更新日	平成29年3月27日

不利益処分の処分基準(個票)

所管部署:市民生活部生活環境課

処分基準/聴聞・弁明手続

不利益処分の名称	自動販売機業者等に対する勧告、命令、公表
処分権者	市長
根拠区分	例規
根拠規定	上天草市環境美化条例第11条～第13条
基準規定	上天草市環境美化条例第4条第3項、第9条第1項・第2項・第4項、第11条～第13条
処分基準	<p>(事業者の責務)</p> <p>第4条 3 自動販売機により飲食料品を販売する者(以下「自動販売機業者」という。)及び自動販売機以外で容器入り飲料、弁当等の飲食料品を販売するもの(以下「一般販売業者」という。)は、回収容器を設置し、これを適正に管理しなければならない。 (自動販売機の設置届出等)</p> <p>第9条 自動販売機業者は、自動販売機ごとに、設置の日から20日以内に規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。 2 前項の届出に係る事項を変更したとき、又は当該届出に係る自動販売機の使用を廃止したときも、同様とする。 3 市長は、前項(届出に係る自動販売機の使用を廃止したときは除く。)の規定による届出を受理したときは、当該届出をした者に対し、届出済証を交付するものとする。 4 前項の届出済証の交付を受けた者は、当該届出に係る自動販売機の見やすい箇所に、その届出済証をはり付けて表示しなければならない。</p> <p>(勧告)</p> <p>第11条 市長は、自動販売機業者が第4条第3項、第9条第1項及び第2項並びに第4項の規定に違反していると認められるとき、又は一般販売業者が第4条第3項に違反していると認められるときは、その者に対し、当該違反を是正するために必要な措置を講じるよう勧告することができる。</p> <p>(命令)</p> <p>第12条 市長は、前条の規定により勧告を受けた自動販売機業者及び一般販売業者が正当な理由なくその勧告に従わないときは期限を定めてその勧告に従うよう命ずることができる。</p> <p>(公表)</p> <p>第13条 市長は、前条の規定による命令を受けた者が、その命令に従わないときは、その氏名及び命令の内容を公表することができる。</p>
聴聞・弁明手続	聴聞
更新日	平成29年3月27日

不利益処分の処分基準(個票)

所管部署:市民生活部生活環境課

処分基準/聴聞・弁明手続

不利益処分の名称	空き缶等の投棄の禁止に違反した者に対する罰則
処分権者	市長
根拠区分	例規
根拠規定	上天草市環境美化条例第14条
基準規定	上天草市環境美化条例第8条、第14条
処分基準	<p>(投棄の禁止) 第8条 何人も、みだりに空き缶等を捨ててはならない。 (罰則) 第14条 第8条の規定に違反した者は、5万円以下の過料に処する。</p>
聴聞・弁明手続	弁明の機会の付与
更新日	平成29年3月27日